



平成26年7月29日

各位

オイレス工業株式会社
代表取締役社長 岡山俊雄
(コード番号 6282 東証第一部)

(問合せ先)
取締役 常務執行役員
企画管理本部長 内田隆彦
TEL 0466-44-4901

株式分割及び株式分割に伴う定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成26年7月29日開催の取締役会において、下記のとおり、株式分割について決議いたしましたのでお知らせいたします。

記

1. 株式分割の目的

株式の流動性向上および株主の皆様への利益還元を図るため

2. 株式分割の概要

(1) 分割の方法

平成26年9月30日(火曜日)最終の株主名簿に記載された株主の所有株式数1株につき1.2株の割合をもって分割いたします。ただし、分割の結果生ずる1株未満の端数株式は、これを一括売却し、その処分代金を端数の生じた株主様に対し、その端数に応じて分配いたします。

(2) 分割により増加する株式数

① 株式分割前の発行済株式総数	31,917,088 株
② 今回の分割により増加する株式数	6,383,417 株
③ 株式分割後の発行済株式総数	38,300,505 株
④ 株式分割後の発行可能株式総数	153,200,000 株

(3) 日程

① 基準日公告日	平成26年 7月30日(水曜日)
② 基準日	平成26年 9月30日(火曜日)
③ 効力発生日	平成26年10月 1日(水曜日)
④ 増加記録日	平成26年10月 1日(水曜日)

(4) その他

- ① 今回の株式分割に際して、資本金の増加はありません。
- ② 今回の株式分割は、平成26年10月1日を効力発生日としておりますので、配当基準日を平成26年9月30日とする平成27年3月期第2四半期末配当をおこなう場合は、株式分割前の株式が対象となります。
- ③ 平成27年3月期の剰余金の配当予想につきましては、株主の皆様への利益還元を目的として、今回の株式分割に伴う調整はおこなわないため、実質増配となる予定です。

3. 株式分割に伴う定款の一部変更

(1) 定款変更の理由

今回の株式分割に伴い、会社法第184条第2項の規定に基づく取締役会決議により、平成26年10月1日(水曜日)付をもって当社定款第6条で定める発行可能株式総数を変更いたします。

(2) 定款変更の内容

変更の内容は、次のとおりです。

(下線部分に変更箇所を示します。)

現行定款	変更後定款
第6条 当社の発行可能株式総数は、 <u>13,824</u> 万株とする。	第6条 当社の発行可能株式総数は、 <u>15,320</u> 万株とする。

以 上